質問第二号 兴成三十一年一月二十八日提出

質問主意書

フルカラーの地方版図柄入りナンバープレートについて地方議員が交付を受けることに関する

出 者 初 鹿 明 博

提

## フルカラーの地方版図柄入りナンバープレートについて地方議員が交付を受けることに関する

## 質問主意書

走る広告塔」として地域の魅力を発信することを目的に、 全国四十一地域で図柄入りナンバープレート

が導入され、昨年十月一日から交付が始まっています。

この図柄入りナンバープレートは千円以上の寄附金を払うとフルカラーになりますが、地方議員など公職

に就いているものがこのフルカラーの図柄入りナンバープレートの交付を受ける為に寄附をすると、公職選

挙法に抵触するおそれがあると説明している選挙管理委員会もあります。

地 方議員や首長は、 率先して地域の魅力を内外に発信すべき立場にあるにもかかわらず、 フルカラーの図

柄入りナンバープレートの交付を受けることができないというのは些か疑問が残ります。

公職選挙法で、公職に就く者や候補者による当該選挙区内にある者に対する寄附が禁止されているのは、

寄附自体が買収につながりやすく、選挙や政治の腐敗を防止する為です。

自身の車のナンバープレートをフルカラーの図柄入りナンバープレートにしたところで、寄附を受けてい

ると実感する有権者はおらず、買収につながるとは考えにくいことや、特定の個人や団体に直接的に寄附金

が渡るわけではないことを考えれば、 公職選挙法における寄附の禁止の適用を除外しても、法の趣旨を損な

うことにはならないと考えます。

地方議員等が地域の魅力を発信出来るよう、フルカラーの図柄入りナンバープレートの取得の為に寄附を

することは公職選挙法の寄附禁止から除外するべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

右質問する。